

ビタミンM No.42

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成27年11月号)

<今月のトピックス>

- ・ 本人へ交付する源泉徴収票など
- ・ 10月より変更になった社会保険関連
- ・ 長時間労働対策について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等へのマイナンバー記載について

10月2日に所得税施行規則等の改正が行われ、マイナンバー制度施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号(マイナンバー)の記載は行わないこととされました。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですのでご注意ください。

10月より変更になった社会保険関連の内容について

①平成27年10月1日以降は、昭和12年4月1日以前に生まれた方も賃金と年金額に応じた老齢厚生年金の支給停止の対象となります。そのため、昭和12年4月1日以前に生まれた方についても、70歳以上被用者該当届の提出が必要になりますので、忘れずにご提出ください。

②これまで、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者(第2号被保険者は除きます。)の資格を取得した場合には、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありました。しかし、平成27年10月1日以降は、国民年金保険料のみを納めることになり、厚生年金保険料の納付は不要になります。平成27年10月1日以降、該当する被保険者が在籍していた事業所には年金事務所よりご連絡が入ることになっています。

長時間労働対策について

先日厚生労働省が、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果を公表していましたね。  ①	平成27年4月～6月までに実施された監督指導は、2,362事業場であり、そのうちの6割を超える1,479事業場が違法な時間外労働があったということです。 また、そのうち1ヶ月当たりの時間外労働が100時間を超える労働者がいた事業場は、921にものぼっています。  ②	国は、過重労働により健康障害を引き起こす恐れのある基準を設けていましたよね？  ③
・「脳・心臓疾患の発症前1ヶ月間におおむね100時間」を超える または ・「発症前2ヶ月間ないし6ヶ月間にわたって、1ヶ月当たりおおむね80時間」を超える 時間外労働が認められる場合は、業務と発症の関連性が強いとの医学的知見に基づいて改善指導が行われています。  ④	監督指導が行われた事業場はその後どのようなのでしょうか？  ⑤	監督指導の結果、法令違反があり、是正勧告書が交付された事業場は、指定期日までに是正報告を行う必要があります。 なお、過重労働は最悪の場合過労死につながる恐れがありますので、従業員が働く実態を調査すると共に、長時間労働削減に向けて真剣に取り組んでいく必要があります。  ⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士 岩田健

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H27.10.17
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG